公益財団法人 佐倉国際交流基金

２０２２年度 第２回通常理事（役員）会

議事録

２０２３年3月１０日（金）

２０２２年度　公益財団法人佐倉国際交流基金 第２回通常理事(役員)会 議事録

◎　会議の日時及び場所

２０２３年３月１０日（金）　午前１０時から正午まで

レインボープラザ佐倉（ワークプラザ２階会議室）

◎　理事の現在数　９名

監事の現在数　２名

◎　会議に出席した理事の氏名

出席理事（８名）宍倉昌男・熊谷隆夫・安藤忠男・下條義昭・
山岡みち代・高橋　満・今村公蔵・橘　正明

欠席理事（１名）鈴木　博

出席監事（２名）石渡　孝・松井駿介

欠席監事（なし）

◎その他出席者

佐倉市役所企画政策部広報課　課長　小川晃司

佐倉市役所企画政策部広報課　池田智美

公益財団法人佐倉国際交流基金　事務局長　関口優紀

１．開　会

理事長より２０２２年度第２回通常理事会の開会が宣言された。

２．理事長あいさつ

(略)

・議長選出

定款の定めにより、議長は理事長がこれにあたる旨通告された。

３．会議成立報告

議長より本日の出席者は理事８名、監事２名で役員過半数の出席により本会議の成立が報告された

４．議事録署名人の選出

議長より議事録署名人は定款の定めにより代表理事（宍倉昌男）・出席監事(石渡　孝)（松井駿介）がこれにあたる旨通告された

５．議　題
第１号議案　公益財団法人佐倉国際交流基金　２０２３年度事業計画（案）
第２号議案　公益財団法人佐倉国際交流基金　２０２３年度事業予算（案）
第３号議案　公益財団法人佐倉国際交流基金
２０２３年度資金調達及び設備投資の見込み

報告事項　業務執行理事の業務報告

・議案の上程
第１号議案　公益財団法人佐倉国際交流基金　２０２３年度事業計画（案）
第２号議案　公益財団法人佐倉国際交流基金　２０２３年度事業予算（案）
第３号議案　公益財団法人佐倉国際交流基金
２０２３年度資金調達及び設備投資の見込み

報告事項　業務執行理事の業務報告

議長
第１号議案および第２号議案は関連しているので、まとめてご説明する。
それでは、「第１号議案２０２３年度事業計画（案)」と「第２号議案２０２３年度事業予算（案)」について、説明願う。

事務局長
まず事業計画案の内容を説明する。

２０２３年度の事業方針は
１．事業運営においてコロナ感染防止対策を講じ、通常体制への移行を準備する。
２．地域における多文化共生の促進に寄与する事業運営を目指す。
３．運営委員会を活性化し、各事業間の連携を強め、佐倉国際交流基金の特徴を生かした事業としてゆく。

１．国際相互理解推進事業〈公益目的事業１〉
佐倉市国際文化大学は、例年５月から１１月にかけて、年間、講座２２回、定員１００名、受講料は年額２５,０００円である。
コロナ感染症も５類相当扱いとなったことから募集人員を１００名とした。
申込方法は電子的応募も可能にし、事務局の負担軽減を図った。また、開講案内も拡大し、現在希望者の応募が始まり好調な推移である。

佐倉国際スピーチコンテスト、２０２３年度は参加者枠をシニアまで拡大して行う。１０月２２日、会場はミレニアムセンターにおいて、佐倉市の共催で実施する予定である。

イングリッシュサロン、２０２３年度は、ファシリテーター2名、年間８０クラス開催する予定である。月１回参加者は、参加費用を５００円値上げして８,５００円(年間)、月２回参加者は、１７,０００円（年間）とする。
同一教場確保のため、先行予約方式を採用し、利便性は向上した。

２．国際交流活動支援事業（応募申請型）〈公益目的事業２〉

助成金申請２０２２年度は、わずか１件の申請であった。財政事情を勘案し以下の申請条件を設けているが、今年度は応募案件を増やすべく活動する。

（１）語学講座は、一人１,０００円、合計１５,０００円以内
（２）申請金額の上限を４万円とする。
（３）１団体１件の申請とする。

３．外国人支援事業（佐倉市国際化推進事業受託）〈公益目的事業３〉

１）外国人のための日本語講座

原則佐倉市内在住の外国人を対象に実施している。２０２２年度は志津公民館および、千代田染井野ふれあいセンターに加え、根郷公民館での開設に漕ぎつけた。
アフガニスタン人の学習支援の割合が高まっている。

「日本語講座のつどい」は、外国人学習者が主体的に楽しめるイベントであるが、２０２３年度は１１月２６日、中央公民館にて実施の予定である。

２）外国人のための生活相談

２０２２年度と同様、英語、中国語、スペイン語対応の生活相談員を中心に外国人との面談や直接支援活動を実施する。日本語学習の相談など、事務局で対応している事案が多いことを踏まえ、事務局員も正式な生活相談員としての活動を続ける。
また、やさしい日本語による「佐倉市のお知らせ」を継続発行する。
２２年度からウクライナ避難民支援を開始、今年度もその準備を進める。

４．その他　附帯事業

①情報提供の適正化を図る。

法令に定められた事項の情報公開をSIEFホームページで実施。
公益法人として必要な情報（公告）の事務局備置を実施。
ガバナンス強化策として、引き続き、事業状況、予算執行状況を毎月理事、評議員、運営委員長、及び佐倉市に報告する。

②ボランティア募集の推進と活動の活性化に努力する。

次に２０２３年度の予算（案）の説明をする。

様式２－１予算案（正味財産増減計算書）
一般正味財産の増減の部
収入の部
基本財産運用収入は２０３２年まで現状の収入が続き、これは SIEF 運営資金の骨格である。
事業収入としては、文化大学が１００人の受講者を想定した、２５０万円、イングリッシュサロンは５００円値上げしての７０万円強の収入を見込んでいる。
佐倉市からの受託事業収入においては、昨年に引き続きウクライナ避難民支援事業費用が組み込まれ、合計２４０万円ほどとなる。

支出の部
まず、事業費の説明をする。
国際相互推進事業は２０２２年度に比べ、18.8 万円の減であるが、これは文化大学の特別講座を見直したことによる支出減である。日本語講座は２０２２年度に対して、新規教室の開講とアフガニスタン学習者増によるボランティア強化の費用である。
事業共通は昨年とほぼ同額であり、事業費全体では、２０２２年度とほぼ同額となった。
管理費は個別の増減はあるが総額として前年並みである。
以上、２０２３年度の経常増減額（収入―支出）は、２２１,８００円の赤字である。

正味財産増減計算書内訳表（予算）について、公益法人会計の観点で説明する。事業費合計は７,８８４,３００円で、経常費用計９,２６７,３００円の５０％を大きく上回っている。公益目的事業１，２，３の合計は赤字である。事業共通の収支を加味した事業費全体では、収益７,３３８,５００円に対し、費用７,８８４,３００円で、５４５,８００円の赤字となる。遊休資産も、限度額の範囲内である。
以上から、当予算案は、公益法人会計の観点から問題ない。

議長

「第１号議案２０２３年度事業計画（案）」「第２号議案２０２３年度事業予算（案）」について説明したが、何か質問はあるか。

高橋理事

２０２３年度の事業方針３において

「運営委員会を活性化し、各事業間の連携を強め、佐倉国際交流基金の特徴を生かした事業としてゆく」とあるが、具体的な案件はあるのか

事務局長

文化大学が９月に予定している公開講座「ネパールってどんな国」において、日本語講座受講者のネパール出身者に対し、民俗風習、ダンスなどを通しての参加検討をしている。

議長

それでは、「第１号議案２０２３年度事業計画（案)」について、及び「第２号議案２０２３年度事業予算（案)」について、了承することでよろしいか。

≪全員挙手≫

賛成多数で「第１号議案２０２３年度事業計画（案)」、及び「第２号議案２０２３年度事業予算（案)」は承認された。

議長

次に「第３号議案２０２３年度資金調達及び設備投資の見込みについて」事務局長に説明をお願いする。

事務局長

佐倉国際交流基金は当期中に資金借入れの予定、並びに設備投資の予定はありません。

議長

「第３号議案２０２３年度資金調達及び設備投資の見込み」について説明したが、何か質問はあるか。

それでは、「第３号議案２０２３年度資金調達及び設備投資の見込み」について賛成の方は挙手を願う。

≪全員挙手≫

賛成多数で「第３号議案２０２３年度資金調達及び設備投資の見込み」については承認された。

議長

次に「報告事項　業務執行理事の業務報告」について、規則により、業務執行理事

自ら報告する必要があるので、理事長　宍倉、副理事長　熊谷、常務理事　安藤の順に報告致します。

宍倉理事長の職務執行状況報告
熊谷副理事長の職務執行状況報告
安藤常務理事の職務執行状況報告

を順次行った。

議長
「報告事項　業務執行理事の業務報告」について何か質問はあるか。

特になければ、本日の議題、報告事項は以上である。
これにて２０２２年度第２回通常理事会を閉会する

（議事録作成者　　関口優紀）

以上、２０２２年度　第２回通常理事（役員）会内容に相違ありません。

２０２３年　３月１７日

議事録署名人

議長（代表理事）宍倉 昌男 ㊞

監　　事　石渡 孝 ㊞

監　　事　松井 駿介 ㊞